

(別記様式第1号)

計画策定年度 計画変更年度	平成26年度 平成29年度
計画主体	八代市

# 八代市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 熊本県八代市水産林務課  
所在地 熊本県八代市松江城町1-25  
電話番号 0965-33-4119  
FAX番号 0965-32-8944  
メールアドレス [suirin@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:suirin@city.yatsushiro.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、カラス類、タヌキ
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	熊本県八代市

(注) イノシシ（イノブタ含む）は、以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,101千円 1.74ha
	野菜(ショウガ <sup>△</sup> ほか)、イモ・豆類	6,209千円 7.19ha
	果樹(柑橘、ク <sup>△</sup> ほか)	838千円 2.64ha
	<b>小計</b>	<b>8,148千円 11.57ha</b>
ニホンジカ	水稲	217千円 0.32ha
	野菜(タ <sup>△</sup> イコ <sup>△</sup> 、朴 <sup>△</sup> ソウ <sup>△</sup> ほか)イモ・豆類	676千円 1.38ha
	茶	887千円 0.42ha
	果樹(柑橘、ク <sup>△</sup> ほか)	1,413千円 1.79ha
	スギ、ヒノキ造林地	39,147千円 248.21ha
<b>小計</b>	<b>42,340千円 252.12ha</b>	
カラス類	野菜(サ <sup>△</sup> ほか)イモ(ハ <sup>△</sup> レイ <sup>△</sup> シ <sup>△</sup> )類	54千円 0.02ha
	果樹(柑橘、ク <sup>△</sup> ほか)	56千円 0.25ha
	<b>小計</b>	<b>110千円 0.27ha</b>
タヌキ	野菜(ショウガ <sup>△</sup> ほか)	164千円 0.02ha
	<b>小計</b>	<b>164千円 0.02ha</b>
計	水稲	1,318千円 2.06ha
	野菜、イモ・豆類	7,103千円 8.61ha
	茶	887千円 0.42ha
	果樹	2,307千円 4.68ha
	スギ、ヒノキ造林地	39,147千円 248.21ha
<b>合計</b>	<b>50,762千円 263.98ha</b>	

## (2) 被害の傾向

### イノシシ

イノシシによる被害は、果樹や野菜の収穫期の被害が被害面積・被害額を引き上げている。また果樹の枝折れなど被害額に表れない樹体被害もあり、被害は収穫時期を中心に農作物全般にわたり、被害区域も中山間地域から中山間地域につながる平野部へと広がってきている。これまで防護対策がとられていない家庭菜園等への生活被害も出始めている。

### ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、スギ・ヒノキの剥皮被害、若芽を齧られる被害が最も多く、被害額も40,000千円弱となっている。その他では、葉の食害など樹体生長に影響を与える果樹への被害や、中山間地域~平野部近くの傾斜地域での目撃情報も多くなってきており、裾野付近まで被害が広がりつつあることをうかがわせる。

### カラス類

カラス類による被害は、果樹への被害が目立っており、着果~収穫時期まで長期にわたる被害が発生している。平野部ハウス施設のビニール破損など、被害額に表れない被害もあり、ごみ集積場を荒らすなどの生活被害は常習化している。カラス類のほか種類を特定できない鳥類の果樹、野菜への被害もある。

### タヌキ

中山間地域に限らず、平野部まで広範囲にわたる被害が報告されている。野菜への被害が多いが、ハウス加温施設の周辺に住みつき、ハウス施設のビニール破損などの被害も報告されている。タヌキのほか、アナグマ、ハクビシン等中型動物の目撃、被害もあっている。

(3) 被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)
イノシシ	8, 148千円	3, 948千円
ニホンジカ	42, 340千円	28, 621千円
カラス類	110千円	69千円
タヌキ	164千円	40千円
合計	50, 762千円	32, 678千円

指標(被害面積)	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)
イノシシ	11. 57ha	5ha
ニホンジカ	252. 12ha	176. 8ha
カラス類	0. 27ha	0. 18ha
タヌキ	0. 02ha	0. 014ha
合計	263. 98ha	181. 994ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>熊本県猟友会八代支部、坂本支部、氷川支部による捕獲隊による捕獲体制をとってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報償費を交付 ニホンジカ : 13,000円/頭 イノシシ : 8,000円/頭</li> </ul> <p>カラス類については、個体数削減を目的に猟友会の銃器による捕獲を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲隊員の高齢化、隊員数の減少。</li> <li>・ ニホンジカ捕獲対策報償費など経費増加による財政負担の増加。</li> <li>・ 周辺自治体、南九州3県との捕獲連携・強化、情報共有。</li> <li>・ 平野部では銃器使用が困難なため、別手段(わな、追い払い等)による対策が必要である。</li> <li>・ タヌキについては、防護ネットを破ったり、下を掘って侵入するなど有効な対策がないため、捕獲を主にして取り組むことが必要。</li> </ul>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>個別・小規模農用地への被害防止策として、電気柵・金属柵・ネット柵設置への補助を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限20,000円以内 1/2の補助</li> </ul> <p>合意形成が行われている地域集落では、各種事業を活用した防護柵を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強い農業づくり交付金 2,400m/6.1ha (H19年度)</li> <li>・ 中山間地域等直接支払制度 820m/1.3ha (H25年度)</li> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策事業 25,580m/39.98ha (H25年度) 猪・鹿捕獲用箱ワナ46基購入 (H25年度)</li> </ul> <p>森林組合等では、森林環境保全整備事業及び熊本県水とみどりの森づくり税事業を活用し、造林地にニホンジカ被害防止ネットを設置。 39.2km (H25年度)</p>	<p>鳥獣による被害は山間部が大部分であるが、小規模の農用地が多いため、一体的に囲む防護柵の整備は進んでいない。</p> <p>また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の除去(緩衝帯の整備)等、捕獲による個体数調整策に依存し、自己防衛策が未整備であり、自らの集落・農地は自らの手で守るという地域住民に対する意識付けや啓発も課題となっている。</p>
----------------------	--	---

#### (5) 今後の取組方針

八代市における平成25年度の対象鳥獣による被害金額は50,762千円、被害面積は263.98haで、主な被害として、イノシシによる野菜・果樹の食害及び枝折れ被害、ニホンジカによるスギ・ヒノキ造林地での剥皮被害が目立っている。

八代市では第3期被害防止計画(H27~H29)を策定するにあたり、作物別に被害軽減目標を設定し(注)、平成25年度より、約30%減の32,678千円、181.994haとした。第3期被害防止計画(H27~H29)では、平成22年5月に設立した八代市有害鳥獣被害対策協議会と平成24年3月に設置した八代市鳥獣被害対策実施隊を中心に個体数調整・被害防除の両面から、効果的で着実な被害対策を検討し推進していく。鳥獣害防止総合対策事業の活用や地域懇談会、研修会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに取り組んでいくと伴に森林環境保全整備事業を活用し、森林被害対策についても取り組んでいく。

##### 今後の計画

- ① 地域の意識改革による被害防除体制整備に向け取り組む。
- ② 捕獲と防護の両面での被害防止対策を推進する。
- ③ 隣接市町村・南九州三県との一斉捕獲体制を推進する。
- ④ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。

(注) 第1期計画はイノシシ、ニホンジカのための被害軽減目標設定

第2期計画は対象鳥獣を拡大

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

八代市鳥獣被害対策実施隊	平成 24 年 3 月に鳥獣被害対策実施隊を設置。 隊員数 157 名（平成 26 年 4 月 1 日現在）
--------------	---

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
27 年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 また、自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。
28 年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 また、自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。
29 年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 また、自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
① イノシシ	<p>第二種特定鳥獣管理計画（以下、「県計画」という。）では、個体数を管理目標とするのではなく、農林産物被害額を保護管理目標とし、平成4年度から平成8年度の平均被害金額を1億5千万円まで抑えることを目標としている。</p> <p>本市においても、被害額及び被害地域は年々増加しており、今後も被害の増加が予想されることから、過去の捕獲状況及び被害状況を勘案し、平成28、29年度は1,500頭を新たな捕獲計画数とした。</p>
② ニホンジカ	<p>県計画では、目標密度について個体群の保護を優先させる地域（保護地域）は5頭/km<sup>2</sup>、農林業を優先させる地域（調整地域）は2頭/km<sup>2</sup>、生息の拡大が確認された地域（生息拡大地域）は0頭/km<sup>2</sup>と設定している。</p> <p>また、平成26年度に生息状況調査が行われ、その結果を平成27年10月の県計画に反映させている。</p> <p>本市においても、その結果を受け、10年後の生息目標頭数を1,700頭と設定し、平成28、29年度の計画数を3,000頭とした。</p>
③ カラス類	<p>過去3年の捕獲実績が100羽以下であるが、果樹への被害が目立っており、着果～収穫時期まで長期にわたる被害が発生していることもあり、平成27年度から28年度までを100羽とし、平成29年度は計画数を150羽とした。</p>
④ タヌキ	<p>過去3年間の捕獲実績が10頭以下であるが、ビニールハウスへの被害など、山間部だけでなく平野部へ生息範囲が広がっていることもあり、平成27年度から29年度までの計画数を50頭とした。</p>

対象鳥獣	捕獲実績数		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	258	250	424
ニホンジカ	1,329	1,634	1,726
カラス類	0	8	98
タヌキ	0	0	0

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	500	1,500	1,500
ニホンジカ	2,100	3,000	3,000
カラス類	100	100	150
タヌキ	50	50	50

捕獲等の取組内容
年間を通して捕獲取組を行っており、イノシシ、ニホンジカ、カラス類、タヌキを対象とした銃器・わな等による予察捕獲を中心に行う。また、ニホンジカについては隣接する町村、南九州三県と連携し、同一期間での捕獲も実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八代市管内	ニホンジカ



#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	電気・ネット柵24.0ha (8,400m) 金属柵20ha(7,000m)	電気・ネット柵24.0ha (8,400m) 金属柵20ha(7,000m)	電気・ネット柵24.0ha (8,400m) 金属柵20ha(7,000m)
ニホンジカ	ネット柵100ha (35,000m)	ネット柵100ha (35,000m)	ネット柵100ha (35,000m)

※1ha=350mで換算

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。
28年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。
29年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。

## 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		八代市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称		役割
熊本県猟友会 八代支部・坂本支部・氷川支部		有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
農林業代表者		地元の有害鳥獣関連情報の提供を行い、被害対策事業推進への協力。
熊本県林業公社		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊本県鳥獣保護管理員		有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
八代地域農業協同組合		対象地域を巡回し、営農技術指導・情報提供を行う。
熊本県農業共済組合八代支所		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
八代森林組合		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊本南部森林管理署		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
下岳地区有害鳥獣利活用推進組合		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
坂本地区有害鳥獣利活用組合		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
事務局	八代市水産林務課	事務局を担当し、協議会及び捕獲に関する連絡・調整を行う。
	八代市農業振興課	事務局の補佐を担当し、農作物被害防止対策に関して関係機関の連絡・調整を行う。
	八代市農林水産政策課 各農林水産地域事務所	事務局の補佐及び地元の被害対策事業の推進。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県南広域本部 農業普及・振興課 県南広域本部 林務課	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月31日に捕獲隊員を実施隊員として移行し、鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員数は190名以内とし、構成等は体制図(P11)のとおりである。

なお、隊員は、市の特別職の非常勤職員として委嘱し、捕獲業務中の事故等については、市の公務災害補償等を適用するなど、捕獲業務等に安心して取り組める環境を整備し、平成24年度より鳥獣被害防止のための施策に取り組む。

活動内容は、捕獲活動、被害防止活動等を行う。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

防護については、防護柵等を設置する地域や受益者等の協力を得て、設置する。また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の除去(緩衝帯の整備)、など地域住民に対する啓発を協議会と地域で連携しながら進めていく。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

東陽・泉管内において捕獲した有害鳥獣は、下岳地区猪鹿解体処理施設にて解体処理し、鳥獣を有効活用することにより地域経済の活性化を図ることとする。坂本管内においては、捕獲した有害鳥獣は、坂本地区猪鹿解体処理施設にて解体処理し、鳥獣を有効活用することにより地域経済の活性化を図ることとする。

その他の地域で捕獲した有害鳥獣は、持ち帰りによる自家消費、または埋設による処理を行うこととするが、今後、鳥獣の有効活用についても、施設整備等を考慮しながら、協議会及び各地域の猟友会と連携して検討していく。

## 7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策については、広域に取り組む方が、より効果的であることから、今後、隣接の氷川町と連携していくため体制整備を図っていく。

将来的には、効果的な捕獲活動に資するために、芦北・球磨地域との連携も視野に入れ、関係機関との検討・協議を重ねるとともに、広域的な捕獲体制を整備していく必要がある。

# 八代市鳥獣被害対策実施隊 体制図

